

# 医療関係資格における マイナンバー制度の活用について

# 医療関係資格におけるマイナンバー制度活用の方向性（案）

- デジタル改革関連法（令和3年5月19日公布）によるマイナンバー法、住民基本台帳法、看護人材確保法の改正に基づき、令和6年度より、医療関係資格（22種類）の資格情報について、国家資格等情報連携・活用システムへの格納を通じて、マイナンバー制度の活用を図ることとされている。

【医療関係資格（22種類）】医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、義肢装具士、言語聴覚士、臨床検査技師、臨床工学技士、診療放射線技師、歯科衛生士、歯科技工士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、救急救命士

- これらの法改正や「令和3年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和3年12月21日閣議決定）※に基づき、医療関係資格におけるマイナンバー制度の活用については、以下の方向性に沿って対応する。

※ 当該対応方針に基づき、医師・歯科医師・薬剤師の三師届（隔年ごとの業務従事状況等に関する情報、全ての者に届出義務）や、看護職・歯科衛生士・歯科技工士の業務従事者届（隔年ごとの業務従事状況等に関する情報、業務従事者に届出義務）について、令和4年度からオンライン届出を可能とする。

## 医療関係資格（22種類）共通の対応・効果

### ①届出のオンライン化・簡素化

- ✓ マイナポータルを活用したオンラインにより、免許申請・変更申請の手続が行えるようにする。
- ✓ マイナンバー情報連携を行うことで、免許申請・変更申請時に求めていた戸籍抄本等を省略できる。

### ②資格データの適正化

- ✓ 住民基本台帳ネットワークシステムへの照会（J-LIS照会）等を通じて、定期的に、生存／死亡情報や氏名情報を確認・訂正することによって、資格データを適正なものにする。

### ③マイナポータルを活用した資格情報の閲覧

- ✓ スマホ等に資格情報を表示し、自ら閲覧できる。

## 幅広い資格関連情報を活用した個別資格の対応・効果

### 医師・歯科医師・薬剤師

〔三師届情報（業務従事状況）を定期的に国が把握する仕組みがある〕

- ✓ 籍簿情報と三師届情報と突合して管理。
- ✓ 医療機関等に勤務していない医師・歯科医師・薬剤師が、マイナポータルを通じて、三師届のオンライン届出を行えるようになる。

### 看護職（保健師・助産師・看護師・准看護師）

〔資質向上への支援や潜在看護職（業務に従事していない看護職）※の復職支援が重要〕

#### ◎マイナンバー制度を活用した看護職の人材活用システムの構築

- ✓ 籍簿情報・業務従事者届情報・経歴等情報を突合した看護職キャリアデータベースを整備。
- ✓ マイナポータルを通じて、看護職が自らの多様なキャリア情報に簡便にアクセス・利用できるようにすることで、看護職の資質向上を支援。
- ✓ ナースセンターによる多様なキャリア情報の把握・活用を通じて、潜在看護職に対する復職支援の充実や、スキルアップに資する情報提供の充実による看護職の資質向上の支援を図る。

※平成30年末時点の推計では、65歳未満の就業者看護職員数は約154.0万人（平成22年末：約139.6万人）、65歳未満の潜在看護職員数は約69.5万人（平成22年末：約71.5万人）

（資料出所）令和2年度厚生労働科学研究費補助金地域医療基盤開発推進研究事業「新たな看護職員の働き方等に対応した看護職員需給推計への影響要因とエビデンスの検証についての研究」（代表研究者：小林美亜）、平成24年度厚生労働科学研究費補助金地域医療基盤開発推進研究事業「第七次看護職員需給見通し期間における看護職員需給推計手法と把握に関する研究」（代表研究者：小林美亜）

# 国家資格等情報連携・活用システムの基本イメージ（案）について

## 実現イメージ

### 【オンライン申請等の可能化】

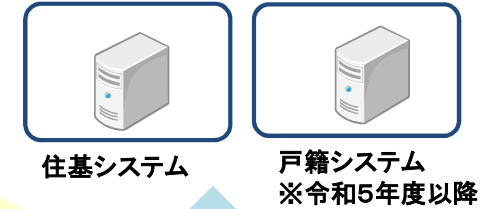
マイナポータルや公的個人認証の活用による

- ①申請手続きのデジタル化・オンライン化
- ②厳格な本人確認 等の実現

### 【住基システム・戸籍システムとの連携】

住基システム・戸籍システムとの連携により

- ①添付書類の省略や変更手続きの不要化
- ②登録情報の真正性・正確性の確保 等の実現



### ④データ連携

マイナンバー等による住所・死亡情報等の連携

ガバメント・クラウド



①申請・照会

②マイナポータルからデータを送信

⑦通知・回答等

⑥マイナポータルへデータを送信



⑤API連携

③資格データの統合・連携・管理

資格申請者等



### 【資格情報の提示等のデジタル化】

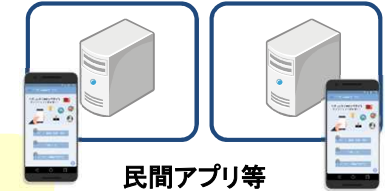
自己情報取得API等の活用により、

- ①スマホ等に資格情報を表示
- ②第三者への資格情報の提供 等の実現

### 【クラウド上にシステム構築】

クラウド上にDBを構築することによる

- ①システム構築・維持管理コストの低減
- ②各種DB等との連携円滑化 等の実現



※資格取得のために必要な試験の申込手続き等のオンライン化等についても合わせて検討。

# 三師届・業務従事者届のオンライン届出（令和4年度以降）の概要

- 医師、歯科医師及び薬剤師は、2年ごとに、業務従事状況等の届出（三師届）を行うこととされている（全ての者に届出義務）。また、業務に従事する看護職（保健師、助産師、看護師、准看護師）、歯科衛生士及び歯科技工士も、2年ごとに、業務従事状況等の届出（業務従事者届）を行うこととされている（業務従事者に届出義務）。
- 三師届・業務従事者届の届出は、従来は、主に紙による届出のみとされていたが、医療機関・医療従事者・地方自治体の事務負担の軽減を図るため、「令和3年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和3年12月21日閣議決定）に基づき、令和4年度（令和4年12月31日時点の状況報告）から、三師届・業務従事者届のオンラインによる届出を可能とする。

※ 三師届のオンライン届出については、関連法案（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案）が先の通常国会で成立。

**三師届**：医師、歯科医師、薬剤師

**業務従事者届**：看護職（保健師・助産師・看護師・准看護師）、歯科衛生士、歯科技工士

従来

三師届

- ✓ 届出は主に紙媒体で、医療機関等に勤務する医師等については医療機関等でとりまとめの上、手交又は郵送により保健所等に提出（医療機関等に勤務していない医師等は自ら提出）。
- ✓ 都道府県を経由して国に届出。

業務従事者届

- ✓ 届出は主に紙媒体で、医療機関等でとりまとめの上、手交又は郵送により保健所等に提出。
- ✓ 都道府県に届出。



## 医療従事者届出システムの運用開始（令和4年度）

令和4年度以降

三師届

- ✓ 医療機関等に勤務する医師等について、医療機関等でとりまとめの上、オンライン届出が可能になる。
- ✓ オンライン届出の場合は、都道府県経由は不要になり、オンラインにより国に直接届出。
  - ※ 引き続き、紙による届出も可能。紙での届出の場合は、従来と同様の手続・事務となる。
  - ※ 医療機関等に勤務していない医師等の三師届については、令和4年度は紙による届出のみであり、マイナンバー制度の活用に伴って、令和6年度からオンライン届出を可能にする予定。



業務従事者届

- ✓ 医療機関等でとりまとめの上、オンライン届出が可能になる。
- ✓ オンライン届出の場合も、都道府県に対して届出。医療従事者届出システムの運用開始によって、都道府県は、システムを通じた衛生行政報告例の様式に基づくデータ集計等が可能になる。
  - ※ 引き続き、紙による届出も可能。紙での届出の場合は、従来と同様の手続・事務となる。



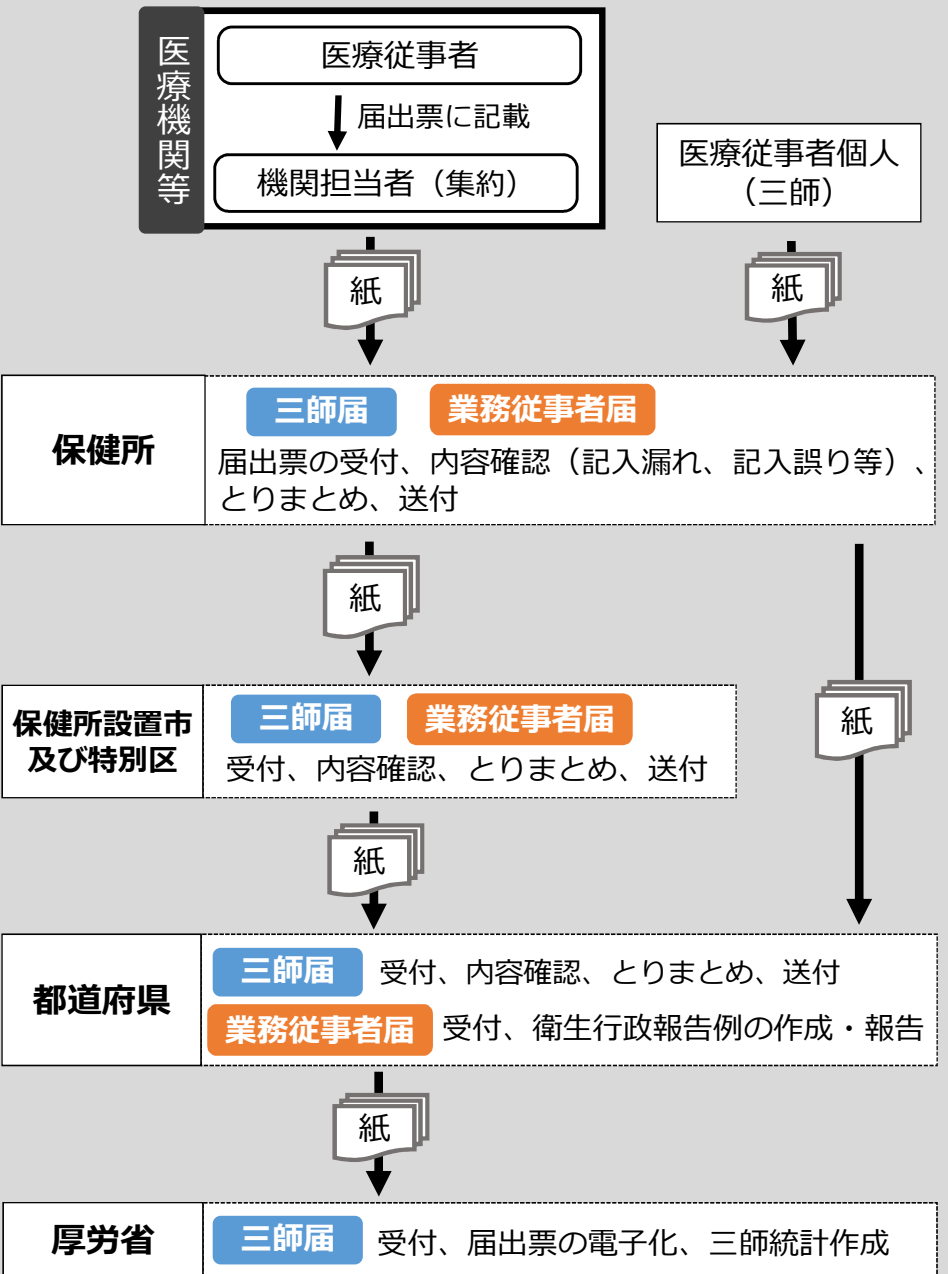
⇒ オンライン届出を可能とすることにより、医療機関・医療従事者・都道府県等の事務負担の軽減を図る。

# 三師届・業務従事者届のオンライン届出の仕組み（令和4年度）

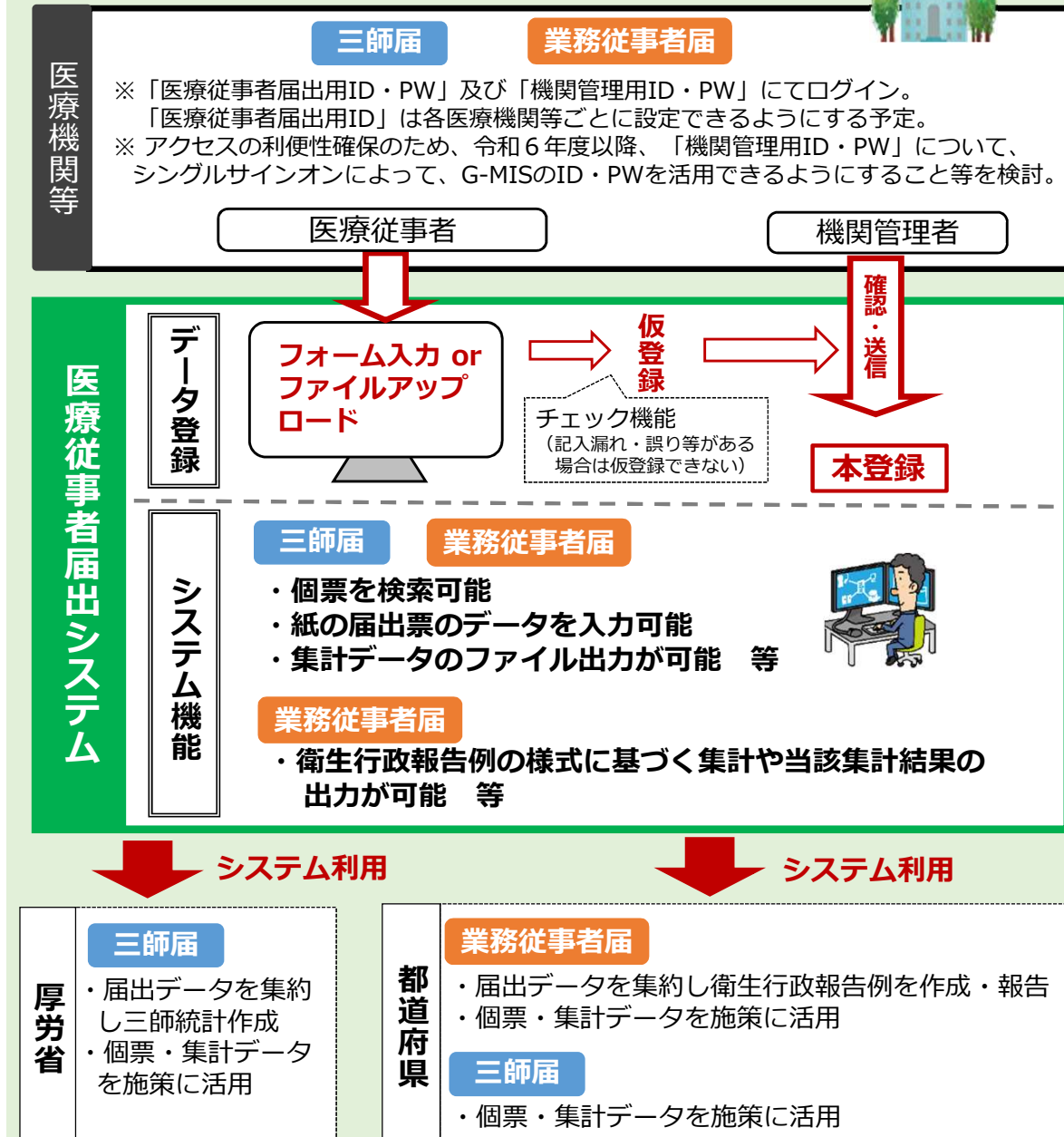
**三師届**：医師、歯科医師、薬剤師

**業務従事者届**：看護職（保健師・助産師・看護師・准看護師）、歯科衛生士、歯科技工士

## 【現行の届出手続】



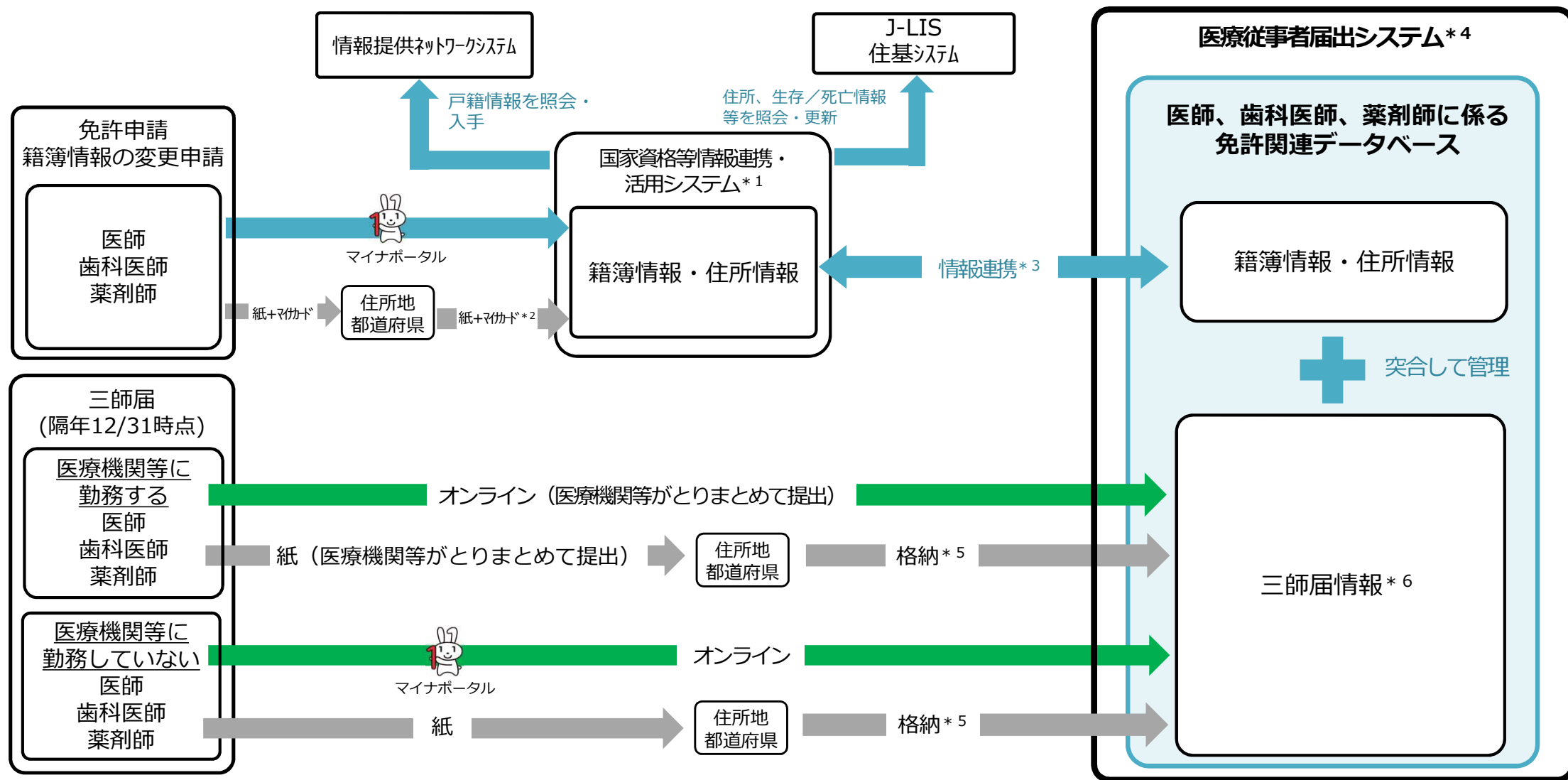
## 【届出手続のオンライン化】



※ オンライン届出を行わない医療機関等の医療従事者及び医療機関等に勤務しない医療従事者個人は、紙による現行の届出手続となる。

# 医師・歯科医師・薬剤師の資格管理におけるマイナンバー制度の活用（案）【情報の流れのイメージ】（令和6年度以降）

- 医師・歯科医師・薬剤師の資格管理にマイナンバー制度を活用することによって、免許申請のオンライン化・簡素化（添付書類の省略）、資格データの適正化、マイナポータルを活用した資格情報の閲覧が可能になる。
  - さらに、医療機関等に勤務していない医師・歯科医師・薬剤師が、マイナポータルを通じた三師届のオンライン届出を行えるようになる。
- ※ 「令和3年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和3年12月21日閣議決定）においては、医療機関等に勤務していない医師等に係る三師届について、オンラインによる届出を可能とすることについて検討し、令和5年度中に結論を得ることとされている。



**青字:** デジタル改革関連法（令和3年5月19日公布）により対応した箇所  
**緑字:** 地方分権法（令和4年5月20日公布）に盛り込まれている箇所

\*1: 令和6年度運用開始予定  
 \*2: システムへの格納は、免許付与主体（厚生労働省）において実施。  
 \*3: 国家資格等情報連携・活用システムから医療従事者届出システムに対しては、マイナンバーの提供は行わない  
 \*4: 令和4年度構築、令和6年度に向け改修予定  
 \*5: 紙で提出された三師届情報の医療従事者届出システムへの格納の取扱いは、今後検討。  
 \*6: 医療従事者届出システムを利用して、三師統計を作成

# マイナンバー制度を活用した看護職の人材活用システム（案）【概要イメージ】（令和6年度以降）

マイナンバー制度を活用した看護職の人材活用システムの構築（令和6年度運用開始）により、マイナポータルを通じた看護職自身の幅広いキャリア情報への簡便なアクセス・利用を可能にするとともに、ナースセンターによる多様なキャリア情報の把握・活用を通じて、潜在看護職に対する復職支援の充実や、スキルアップに資する情報提供の充実による看護職の資質向上の支援を図る。

※令和4年6月17日新型コロナ対策本部決定では、新興感染症に対応するための医療提供体制強化の観点からも、本システムを構築するものとされている。

スマホ等で閲覧できる



マイナポータル

随時、情報の追加登録や変更登録を行える



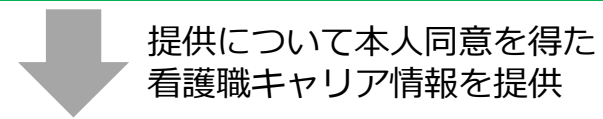
マイナポータル

## 看護職キャリアデータベース 【医療従事者届出システム（厚生労働省）】

分類	情報
基本情報	✓ 看護師登録番号    ✓ 看護師登録年月日    ✓ 氏名・生年月日・性別 ✓ 住所    ✓ 電話番号    ✓ メールアドレス
業務従事場所	✓ 業務従事場所（病院／診療所／訪看ST／介護施設・事業所等）
業務従事状況	✓ 雇用形態    ✓ 常勤換算    ✓ 従事期間等
特定行為研修	✓ 修了の有無    ✓ 修了した特定行為区分 ✓ 修了した領域別パッケージ研修
ポートフォリオ （経歴・目標） 【任意】	✓ 職歴    ✓ 組織内役割    ✓ 取得資格    ✓ 研修受講履歴 ✓ 組織外役割    ✓ 目標（将来のビジョン、中長期的な目標、単年目標）

※ 看護師籍簿情報・業務従事者届情報・経歴等情報を突合した看護職キャリア情報を整備・管理。保健師・助産師についても、看護師と同様の整備・管理を実施。

就職相談、求職登録、離職届提出時等に、看護職キャリア情報のナースセンターへの提供に同意



提供について本人同意を得た看護職キャリア情報を提供

離職時

多様なキャリア情報に基づく復職支援等の実施

就業時

多様なキャリア情報\*1に基づくスキルアップに資する情報の提供



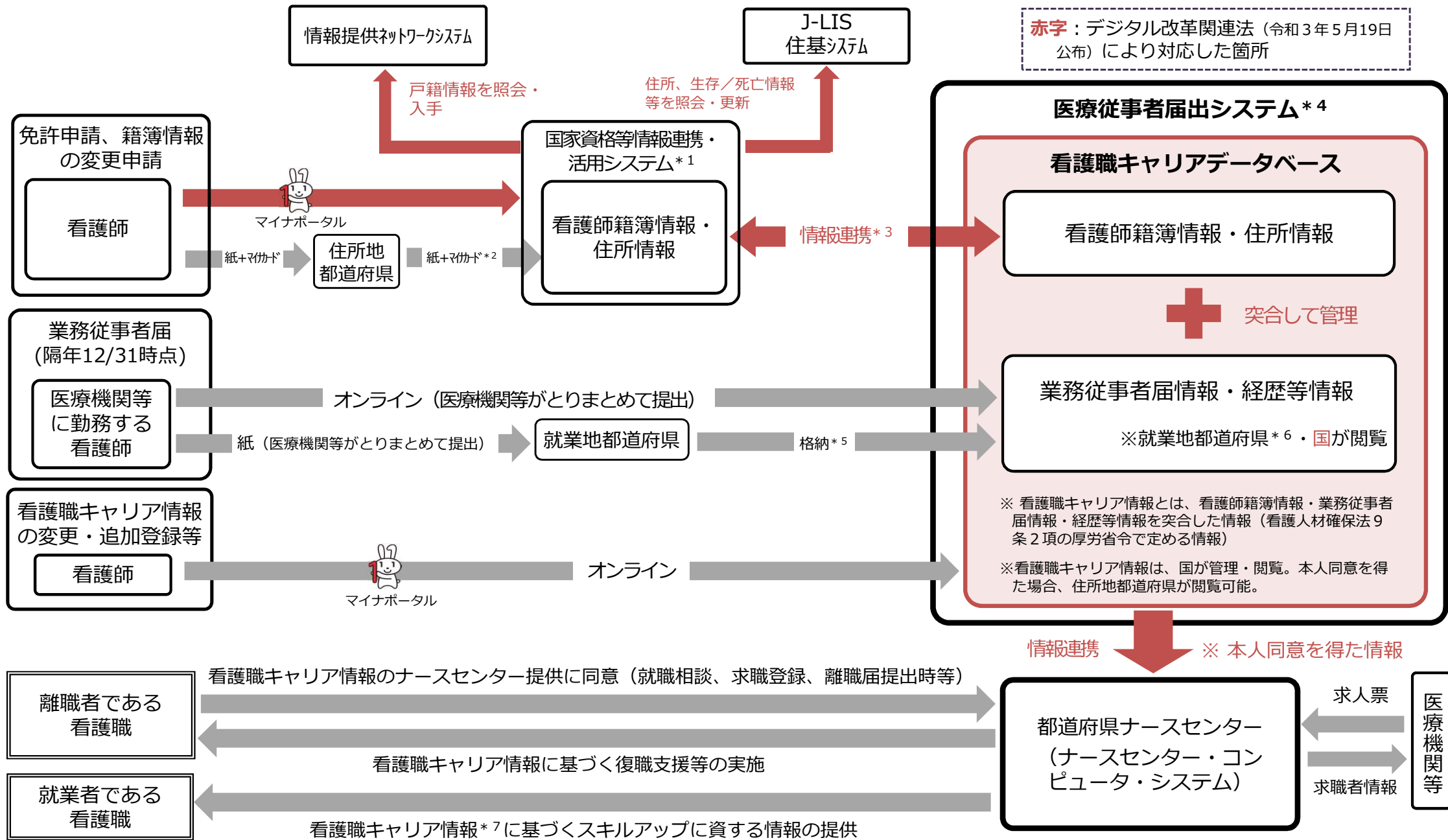
## 都道府県ナースセンター （都道府県看護協会）



\* 1：業務従事者届の提出時や個別に申立があった場合に、看護職キャリア情報の提供に係る同意を取得。

※ 新規の免許申請の際もマイナポータルを通じて申請を行うことが可能（戸籍抄本等の添付を省略可能）

# マイナンバー制度を活用した看護職の人材活用システム（案）【情報の流れのイメージ】（令和6年度以降）



※ 保健師・助産師についても同様の情報の流れとなる。准看護師については、籍簿情報の保有主体が免許付与都道府県であるため、都道府県における准看護の免許事務の実態調査等を進めた上で、今後、籍簿情報と業務従事者届情報の突合に向けた措置を講じる。

\*1：令和6年度運用開始予定  
 \*2：システムへの格納は、免許付与主体（保健師・助産師・看護師は厚生労働省、准看護師は都道府県）において実施。  
 \*3：国家資格等情報連携・活用システムから医療従事者届出システムに対しては、マイナンバーの提供は行わない  
 \*4：令和4年度構築、令和6年度に向け改修予定  
 \*5：紙で提出された業務従事者届情報の医療従事者届出システムへの格納の取扱いは、今後検討。  
 \*6：医療従事者届出システムを利用して、衛生行政報告例を作成・報告  
 \*7：業務従事者届の提出時や個別に申立があった場合に、看護職キャリア情報の提供に係る同意を取得。



# 籍簿情報とマイナンバーの紐付け方法、システム開発・改修等の実施方法（案）

## ◎ 籍簿情報とマイナンバーの紐付け方法

○ デジタル改革関連法（令和3年5月19日公布）による改正マイナンバー法の規定に基づく籍簿情報とマイナンバーの紐付けは、以下の方法によって実施する。

### ① 免許申請（新規資格保持者）、変更申請時

- ✓ 医療従事者本人がマイナポータル経由で免許申請又は変更申請を行うことによって、籍簿情報とマイナンバーを紐付け。
- ✓ 医療従事者本人が、紙申請時に、マイナンバーカードを提示、又は、マイナンバー及び身分証明書を提示することによって、籍簿情報とマイナンバーを紐付け。

### ② 既資格保持者

- ✓ 4情報（氏名、生年月日、性別、住所）が把握されている場合は、マイナンバー法の規定に基づき、J-LIS（住基ネット）への情報照会を通じて、籍簿情報とマイナンバーを紐付け。
- ✓ 上記以外は、医療従事者本人がマイナポータルを通じて自らのマイナンバーを登録することにより、籍簿情報とマイナンバーを紐付け。  
※ 各関係団体に、マイナンバー登録の呼びかけについて協力を依頼。

○ これらの措置は、法律を根拠として実施され、マイナポータルを活用したオンラインによる免許申請・変更申請手続、紙での申請時の戸籍抄本等の省略等を可能にすることで、資格を保有する医療従事者の利便性向上を図ること等を目的としている。

## ◎ システム開発等の実施方法

### ① 各資格共通部分

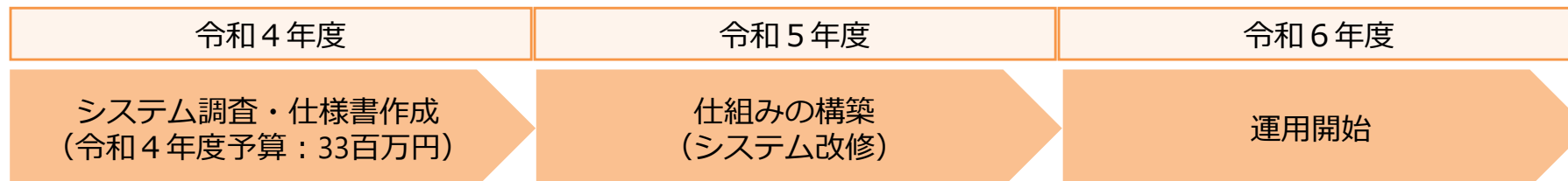
- ✓ 国家資格等情報連携・活用システム（令和6年度運用開始予定）の開発等は、デジタル庁によるシステム開発により対応。
- ✓ 国家資格等情報連携・活用システムとの情報連携等に伴う厚生労働省の既存システム※の改修は、独自の対応が必要。  
※ 免許登録管理システム（医療関係国家資格の資格管理を行うシステム）、医師等免許登録確認システム（資格証明書の発行をWebで行うシステム）

### ② 医師・歯科医師・薬剤師・看護職の独自部分

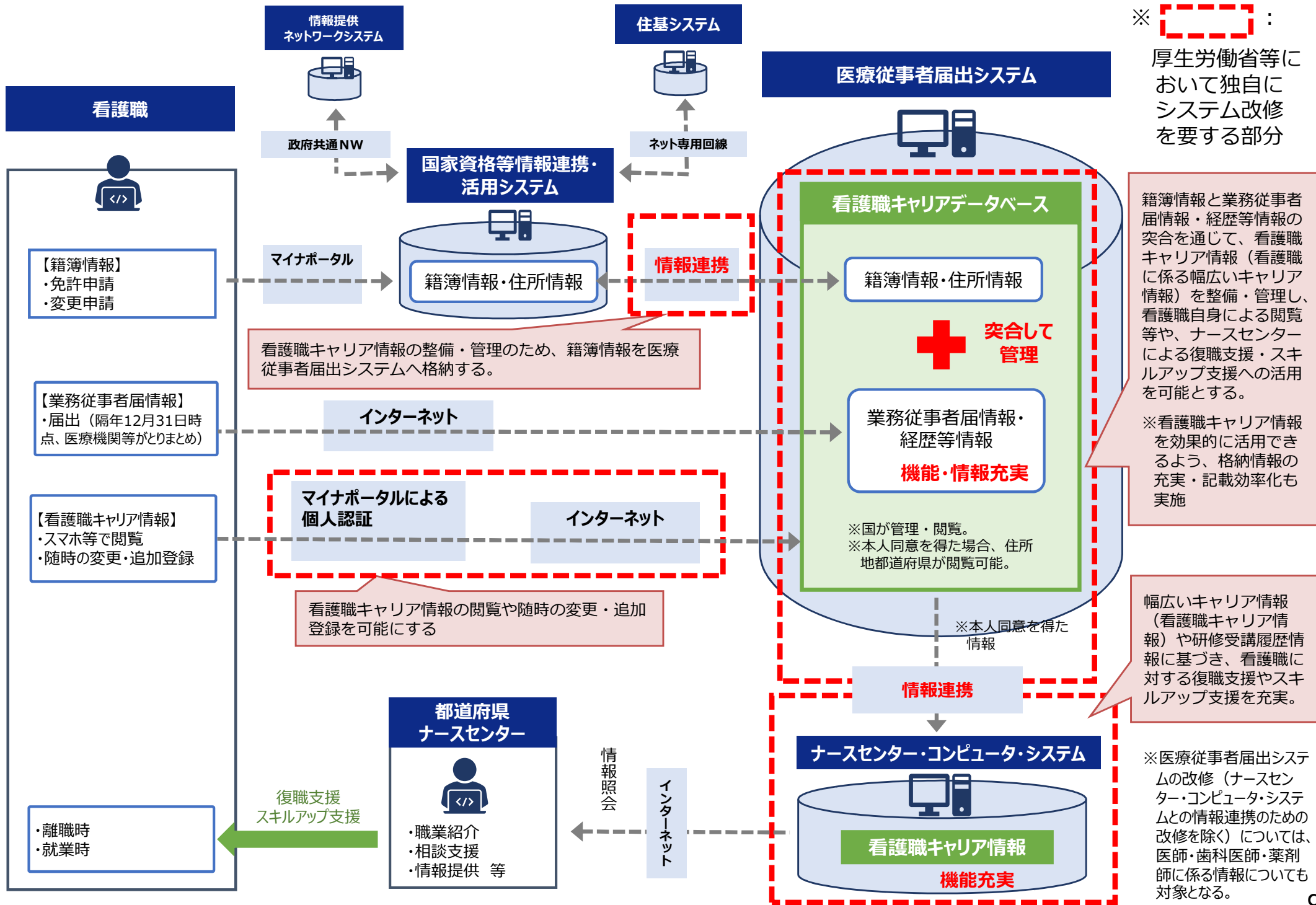
厚生労働省等において独自にシステム改修を行うことが必要であるため、以下のスケジュールに沿って、システム改修を進める。

【独自にシステム改修を要する部分】 次ページ図のとおり

【スケジュール】



# 医療関係資格におけるマイナンバー制度活用（令和6年度運用開始）に当たって独自にシステム改修を要する部分



# 參考資料

# デジタル・ガバメント実行計画（令和2年12月25日閣議決定）

（別添1）マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤の抜本的な改善に向けて（国・地方デジタル化指針）

## 3.5 各種免許・国家資格等：運転免許証その他の国家資格証のデジタル化、在留カードとの一体化、クラウドを活用した共通基盤等の検討

### ③ その他の国家資格証のデジタル化（クラウド共通基盤の実現）

#### 【現状】

各省庁が所管する各種免許・国家資格等の管理は、必ずしもデジタル化が進んでおらず、資格者の各種届出等が徹底されていない場合もある。また、対面や郵送での手続が必要となることや、紙ベースの処理が行われていること等、資格者の資格証明、行政機関等の資格確認の負担も少なくない。

#### 【取組方針】

**優先的な取組が求められる医師、歯科医師、看護師等の約30の社会保障等に係る資格について、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）及びマイナンバー法等を改正する法律案を2021年（令和3年）の通常国会に提出し、住民基本ネットワークシステム及びマイナンバーによる情報連携の活用を目指す。**あわせて、2021年度（令和3年度）に、各種免許・国家資格等の範囲について調査を実施し、**2023年度（令和5年度）までに、共同利用できる資格管理システムの開発・構築を行い、2024年度（令和6年度）にデジタル化を開始する。**これにより、行政機関等は正確な資格情報の管理が可能になり、人材確保策等の施策も実施できるようになる。一方で、資格者は届出時の添付書類の省略が可能となるとともに、資格所持者が当該資格を所持していることを、マイナンバーカードの電子証明書を活用して証明、提示できるようにする。将来的には、届出の手続自体を不要とすることも検討する。

	2020年度 （令和2年度） 1～3月	2021年度 （令和3年度）	2022年度 （令和4年度）	2023年度 （令和5年度）	2024年度 （令和6年度）	2025年度 （令和7年度）
その他の国家資格証の デジタル化（クラウド共通基盤の実現）	法案提出・改正	調査・研究	システム設計・開発			

# 参照条文

※赤字部分:未施行(公布日(令和3年5月19日)から4年を超えない範囲内において政令で定める日から施行(令和6年度中施行予定))

※青字部分:地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和4年法律第44号)による改正部分(令和4年8月20日(公布日(令和4年5月20日)の3か月後)から施行)

## 【医師関係】

### ◎医師法(昭和23年法律第201号)

第二条 医師になろうとする者は、医師国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けなければならない。

第五条 厚生労働省に医籍を備え、登録年月日、第七条第一項の規定による処分に関する事項その他の医師免許に関する事項を登録する。

第六条 免許は、医師国家試験に合格した者の申請により、医籍に登録することによつて行う。

2 厚生労働大臣は、免許を与えたときは、医師免許証を交付する。

3 医師は、厚生労働省令で定める二年ごとの年の十二月三十一日現在における氏名、住所(医業に従事する者については、更にその場所)その他厚生労働省令で定める事項を、当該年の翌年一月十五日までに、その住所地の都道府県知事を経由して厚生労働大臣に届け出なければならない。ただし、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)第六条第一項の規定により当該届出を同項に規定する電子情報処理組織を使用して行うときは、都道府県知事を経由することを要しない。

第八条 この章に規定するもののほか、免許の申請、医籍の登録、訂正及び抹消、免許証の交付、書換交付、再交付、返納及び提出並びに住所の届出に関して必要な事項は政令で、第七条第一項の処分、第七条の二第一項の再教育研修の実施、同条第二項の医籍の登録並びに同条第三項の再教育研修修了登録証の交付、書換交付及び再交付に関して必要な事項は厚生労働省令で定める。

### ◎医師法施行令(昭和28年政令第382号)

(免許の申請)

第三条 医師免許を受けようとする者は、申請書に厚生労働省令で定める書類を添え、住所地の都道府県知事を経由して、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

(医籍の登録事項)

第四条 医籍には、次に掲げる事項を登録する。

- 一 登録番号及び登録年月日
- 二 本籍地都道府県名(日本の国籍を有しない者については、その国籍)、氏名、生年月日及び性別
- 三 医師国家試験合格の年月
- 四 法第七条第一項の規定による処分に関する事項
- 五 法第七条の二第二項に規定する再教育研修を修了した旨
- 六 法第十六条の六第一項に規定する臨床研修を修了した旨
- 七 医療法(昭和三十二年法律第二百五号)第五条の二第一項の認定を受けた旨
- 八 その他厚生労働大臣の定める事項

## 【歯科医師関係】

### ◎歯科医師法（昭和23年法律第202号）

第二条 歯科医師になろうとする者は、歯科医師国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けなければならない。

第五条 厚生労働省に歯科医籍を備え、登録年月日、第七条第一項の規定による処分に関する事項その他の歯科医師免許に関する事項を登録する。

第六条 免許は、歯科医師国家試験に合格した者の申請により、歯科医籍に登録することによつて行う。

2 厚生労働大臣は、免許を与えたときは、歯科医師免許証を交付する。

3 歯科医師は、厚生労働省令で定める二年ごとの年の十二月三十一日現在における氏名、住所（歯科医業に従事する者については、更にその場所）その他厚生労働省令で定める事項を、当該年の翌年一月十五日までに、その住所地の都道府県知事を経由して厚生労働大臣に届け出なければならない。ただし、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項の規定により当該届出を同項に規定する電子情報処理組織を使用して行うときは、都道府県知事を経由することを要しない。

第八条 この章に規定するもののほか、免許の申請、歯科医籍の登録、訂正及び抹消、免許証の交付、書換交付、再交付、返納及び提出並びに住所の届出に関して必要な事項は政令で、第七条第一項の処分、第七条の二第一項の再教育研修の実施、同条第二項の歯科医籍の登録並びに同条第三項の再教育研修修了登録証の交付、書換交付及び再交付に関して必要な事項は厚生労働省令で定める。

### ◎歯科医師法施行令（昭和28年政令第383号）

（免許の申請）

第三条 歯科医師免許を受けようとする者は、申請書に厚生労働省令で定める書類を添え、住所地の都道府県知事を経由して、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

（歯科医籍の登録事項）

第四条 歯科医籍には、次に掲げる事項を登録する。

- 一 登録番号及び登録年月日
- 二 本籍地都道府県名（日本の国籍を有しない者については、その国籍）、氏名、生年月日及び性別
- 三 歯科医師国家試験合格の年月
- 四 法第七条第一項の規定による処分に関する事項
- 五 法第七条の二第二項に規定する再教育研修を修了した旨
- 六 法第十六条の四第一項に規定する臨床研修を修了した旨
- 七 その他厚生労働大臣の定める事項

## 【薬剤師関係】

### ◎薬剤師法（昭和35年法律第146号）

（免許）

第二条 薬剤師になろうとする者は、厚生労働大臣の免許を受けなければならない。

（薬剤師名簿）

第六条 厚生労働省に薬剤師名簿を備え、登録年月日、第八条第一項の規定による処分に関する事項その他の免許に関する事項を登録する。

（登録及び免許証の交付）

第七条 免許は、試験に合格した者の申請により、薬剤師名簿に登録することによつて行う。

2 厚生労働大臣は、免許を与えたときは、薬剤師免許証を交付する。

（届出）

第九条 薬剤師は、厚生労働省令で定める二年ごとの年の十二月三十一日現在における氏名、住所その他厚生労働省令で定める事項を、当該年の翌年一月十五日までに、その住所地の都道府県知事を経由して厚生労働大臣に届け出なければならない。ただし、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項の規定により当該届出を同項に規定する電子情報処理組織を使用して行うときは、都道府県知事を経由することを要しない。

（政令等への委任）

第十条 この章に規定するもののほか、免許の申請、薬剤師名簿の登録、訂正及び消除並びに免許証の交付、書換交付、再交付及び返納に関し必要な事項は政令で、第八条第一項の処分、第八条の二第一項の再教育研修の実施、同条第二項の薬剤師名簿の登録並びに同条第三項の再教育研修修了登録証の交付、書換交付及び再交付に関して必要な事項は厚生労働省令で定める。

### ◎薬剤師法施行令（昭和36年政令第13号）

（免許の申請）

第三条 薬剤師の免許を受けようとする者は、申請書に厚生労働省令で定める書類を添え、住所地の都道府県知事を経由して、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

（薬剤師名簿の登録事項）

第四条 薬剤師名簿には、次に掲げる事項を登録する。

- 一 登録番号及び登録年月日
- 二 本籍地都道府県名（日本の国籍を有しない者については、その国籍）、氏名、生年月日及び性別
- 三 薬剤師国家試験合格の年月
- 四 法第八条第一項の規定による処分に関する事項
- 五 法第八条の二第二項に規定する再教育研修を修了した旨
- 六 前各号に掲げるもののほか、厚生労働大臣の定める事項

## 【看護職（保健師、助産師、看護師、准看護師）関係】

### ◎保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）

第七条 保健師になろうとする者は、保健師国家試験及び看護師国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けなければならない。

2 助産師になろうとする者は、助産師国家試験及び看護師国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けなければならない。

3 看護師になろうとする者は、看護師国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けなければならない。

第八条 准看護師になろうとする者は、准看護師試験に合格し、都道府県知事の免許を受けなければならない。

第十条 厚生労働省に保健師籍、助産師籍及び看護師籍を備え、登録年月日、第十四条第一項の規定による処分に関する事項その他の保健師免許、助産師免許及び看護師免許に関する事項を登録する。

第十一条 都道府県に准看護師籍を備え、登録年月日、第十四条第二項の規定による処分に関する事項その他の准看護師免許に関する事項を登録する。

第十二条 保健師免許は、保健師国家試験及び看護師国家試験に合格した者の申請により、保健師籍に登録することによつて行ふ。

2 助産師免許は、助産師国家試験及び看護師国家試験に合格した者の申請により、助産師籍に登録することによつて行ふ。

3 看護師免許は、看護師国家試験に合格した者の申請により、看護師籍に登録することによつて行ふ。

4 准看護師免許は、准看護師試験に合格した者の申請により、准看護師籍に登録することによつて行ふ。

5 厚生労働大臣又は都道府県知事は、免許を与えたときは、それぞれ保健師免許証、助産師免許証若しくは看護師免許証又は准看護師免許証を交付する。

第十六条 この章に規定するもののほか、免許の申請、保健師籍、助産師籍、看護師籍及び准看護師籍の登録、訂正及び抹消、免許証の交付、書換交付、再交付、返納及び提出並びに住所の届出に関して必要な事項は政令で、前条第一項の保健師等再教育研修及び同条第二項の准看護師再教育研修の実施、同条第三項の保健師籍、助産師籍及び看護師籍の登録並びに同条第四項の准看護師籍の登録並びに同条第五項の再教育研修修了登録証の交付、書換交付及び再交付に関して必要な事項は厚生労働省令で定める。

第三十三条 業務に従事する保健師、助産師、看護師又は准看護師は、厚生労働省令で定める二年ごとの年の十二月三十一日現在における氏名、住所その他厚生労働省令で定める事項を、当該年の翌年一月十五日までに、その就業地の都道府県知事に届け出なければならない。

### ◎保健師助産師看護師法施行令（昭和28年政令第386号）

（免許の申請）

第一条の三 保健師免許、助産師免許又は看護師免許を受けようとする者は、申請書に厚生労働省令で定める書類を添え、住所地の都道府県知事を経由して、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 准看護師免許を受けようとする者は、申請書に厚生労働省令で定める書類を添え、住所地の都道府県知事にこれを提出しなければならない。



◎保健師助産師看護師法施行令（昭和28年政令第386号）

（免許の申請）

第一条の三 保健師免許、助産師免許又は看護師免許を受けようとする者は、申請書に厚生労働省令で定める書類を添え、住所地の都道府県知事を経由して、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 准看護師免許を受けようとする者は、申請書に厚生労働省令で定める書類を添え、住所地の都道府県知事にこれを提出しなければならない。

（籍の登録事項）

第二条 保健師籍、助産師籍又は看護師籍には、次に掲げる事項を登録する。

- 一 登録番号及び登録年月日
  - 二 本籍地都道府県名（日本の国籍を有しない者については、その国籍）、氏名及び生年月日
  - 三 保健師籍又は看護師籍にあつては、性別
  - 四 保健師国家試験、助産師国家試験又は看護師国家試験合格の年月
  - 五 法第十四条第一項の規定による処分に関する事項
  - 六 法第十五条の二第三項に規定する保健師等再教育研修を修了した旨
  - 七 その他厚生労働大臣の定める事項
- 2 准看護師籍には、次に掲げる事項を登録する。
- 一 登録番号及び登録年月日
  - 二 本籍地都道府県名（日本の国籍を有しない者については、その国籍）、氏名、生年月日及び性別
  - 三 准看護師試験合格の年月及び試験施行地都道府県名
  - 四 法第十四条第二項の規定による処分に関する事項
  - 五 法第十五条の二第四項に規定する准看護師再教育研修を修了した旨
  - 六 その他厚生労働大臣の定める事項

◎看護師等の人材確保の促進に関する法律（平成4年法律第86号）

（情報の提供等）

第九条 厚生労働大臣は、都道府県による看護師等の資質の向上及び就業の促進のための取組を支援するために必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、厚生労働省令で定めるところにより、保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第三十三条の規定による届出の内容についての情報の提供を求めることができる。

2 厚生労働大臣は、都道府県による看護師等の資質の向上及び就業の促進のための取組を支援するため、看護師等の同意を得て、当該看護師等が住所を有する都道府県に対し、当該看護師等の氏名、住所その他の当該看護師等の個人に関する情報であつて、都道府県が当該看護師等の資質の向上及び就業の促進に関する施策を実施するために必要なものとして厚生労働省令で定めるものを提供することができる。

3 都道府県は、前項の規定により提供を受けた情報を第十四条第一項の都道府県ナースセンターに提供することができる。

## 【理学療法士・作業療法士関係】

### ◎理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号）

（免許）

第三条 理学療法士又は作業療法士になろうとする者は、理学療法士国家試験又は作業療法士国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許（以下「免許」という。）を受けなければならない。

（理学療法士名簿及び作業療法士名簿）

第五条 厚生労働省に理学療法士名簿及び作業療法士名簿を備え、免許に関する事項を登録する。

（登録及び免許証の交付）

第六条 免許は、理学療法士国家試験又は作業療法士国家試験に合格した者の申請により、理学療法士名簿又は作業療法士名簿に登録することによつて行う。

2 厚生労働大臣は、免許を与えたときは、理学療法士免許証又は作業療法士免許証を交付する。

（政令への委任）

第八条 この章に規定するもののほか、免許の申請、理学療法士名簿及び作業療法士名簿の登録、訂正及び消除並びに免許証の交付、書換え交付、再交付、返納及び提出に関し必要な事項は、政令で定める。

### ◎理学療法士及び作業療法士法施行令（昭和40年政令第327号）

（免許の申請）

第一条 理学療法士又は作業療法士の免許を受けようとする者は、申請書に厚生労働省令で定める書類を添え、住所地の都道府県知事を経由して、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

## 【視能訓練士関係】

### ◎視能訓練士法（昭和46年法律第64号）

（免許）

第三条 視能訓練士になろうとする者は、視能訓練士国家試験（以下「試験」という。）に合格し、厚生労働大臣の免許（以下「免許」という。）を受けなければならない。

（視能訓練士名簿）

第五条 厚生労働省に視能訓練士名簿を備え、免許に関する事項を登録する。

（登録及び免許証の交付）

第六条 免許は、試験に合格した者の申請により、視能訓練士名簿に登録することによつて行ふ。

2 厚生労働大臣は、免許を与えたときは、視能訓練士免許証を交付する。

（政令への委任）

第九条 この章に規定するもののほか、免許の申請、視能訓練士名簿の登録、訂正及び消除並びに視能訓練士免許証の交付、書換え交付、再交付、返納及び提出に関し必要な事項は、政令で定める。

### ◎視能訓練士法施行令（昭和46年政令第246号）

（免許の申請）

第一条 視能訓練士の免許を受けようとする者は、申請書に厚生労働省令で定める書類を添え、住所地の都道府県知事を経由して、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

## 【義肢装具士関係】

### ◎義肢装具士法（昭和62年法律第61号）

（免許）

第三条 義肢装具士になろうとする者は、義肢装具士国家試験（以下「試験」という。）に合格し、厚生労働大臣の免許（以下「免許」という。）を受けなければならない。

（義肢装具士名簿）

第五条 厚生労働省に義肢装具士名簿を備え、免許に関する事項を登録する。

（登録及び免許証の交付）

第六条 免許は、試験に合格した者の申請により、義肢装具士名簿に登録することによつて行ふ。

2 厚生労働大臣は、免許を与えたときは、義肢装具士免許証を交付する。

## 【言語聴覚士関係】

### ◎言語聴覚士法（平成9年法律第132号）

（免許）

第三条 言語聴覚士になろうとする者は、言語聴覚士国家試験（以下「試験」という。）に合格し、厚生労働大臣の免許（第三十三条第六号を除き、以下「免許」という。）を受けなければならない。

（言語聴覚士名簿）

第五条 厚生労働省に言語聴覚士名簿を備え、免許に関する事項を登録する。

（登録及び免許証の交付）

第六条 免許は、試験に合格した者の申請により、言語聴覚士名簿に登録することによって行う。

2 厚生労働大臣は、免許を与えたときは、言語聴覚士免許証を交付する。

（指定登録機関の指定）

第十二条 厚生労働大臣は、厚生労働省令で定めるところにより、その指定する者（以下「指定登録機関」という。）に、言語聴覚士の登録の実施等に関する事務（以下「登録事務」という。）を行わせることができる。

2～4 （略）

## 【臨床検査技師関係】

### ◎臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）

（免許）

第三条 臨床検査技師の免許（以下「免許」という。）は、臨床検査技師国家試験（以下「試験」という。）に合格した者に対して与える。

（臨床検査技師名簿）

第五条 厚生労働省に臨床検査技師名簿を備え、免許に関する事項を登録する。

（登録及び免許証の交付）

第六条 免許は、試験に合格した者の申請により、厚生労働大臣が臨床検査技師名簿に登録することによって行う。

2 厚生労働大臣は、免許を与えたときは、臨床検査技師免許証を交付する。

（政令への委任）

第十条 この章に規定するもののほか、免許の申請、臨床検査技師名簿の登録、訂正及び消除並びに臨床検査技師免許証の交付、書換交付、再交付、返納及び提出に関して必要な事項は、政令で定める。

### ◎臨床検査技師等に関する法律施行令（昭和33年政令第226号）

（免許の申請）

第一条 臨床検査技師の免許を受けようとする者は、申請書に厚生労働省令で定める書類を添え、住所地の都道府県知事を経由して、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

## 【臨床工学士関係】

### ◎臨床工学技士法（昭和六十二年法律第六十号）

（免許）

第三条 臨床工学技士になろうとする者は、臨床工学技士国家試験（以下「試験」という。）に合格し、厚生労働大臣の免許（以下「免許」という。）を受けなければならない。

（臨床工学技士名簿）

第五条 厚生労働省に臨床工学技士名簿を備え、免許に関する事項を登録する。

（登録及び免許証の交付）

第六条 免許は、試験に合格した者の申請により、臨床工学技士名簿に登録することによつて行う。

2 厚生労働大臣は、免許を与えたときは、臨床工学技士免許証を交付する。

## 【診療放射線技師関係】

### ◎診療放射線技師法（昭和26年法律第226号）

（免許）

第三条 診療放射線技師になろうとする者は、診療放射線技師国家試験（以下「試験」という。）に合格し、厚生労働大臣の免許を受けなければならない。

（登録）

第五条 免許は、試験に合格した者の申請により、診療放射線技師籍に登録することによつて行う。

（診療放射線技師籍）

第七条 厚生労働省に診療放射線技師籍を備え、診療放射線技師の免許に関する事項を登録する。

（免許証）

第八条 厚生労働大臣は、免許を与えたときは、診療放射線技師免許証（以下「免許証」という。）を交付する。

2・3 （略）

（政令への委任）

第十六条 この章に規定するもののほか、免許の申請、免許証の交付、書換え交付、再交付及び返納並びに診療放射線技師籍の登録、訂正及び消除に関して必要な事項は、政令で定める。

### ◎診療放射線技師法施行令（昭和28年政令第385号）

（免許の申請）

第一条の二 診療放射線技師の免許を受けようとする者は、申請書に厚生労働省令で定める書類を添え、住所地の都道府県知事を経由して、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

## 【歯科衛生士関係】

### ◎歯科衛生士法（昭和23年法律第204号）

第三条 歯科衛生士になろうとする者は、歯科衛生士国家試験（以下「試験」という。）に合格し、厚生労働大臣の歯科衛生士免許（以下「免許」という。）を受けなければならない。

第五条 厚生労働省に歯科衛生士名簿を備え、免許に関する事項を登録する。

第六条 免許は、試験に合格した者の申請により、歯科衛生士名簿に登録することによつて行う。

2 厚生労働大臣は、免許を与えたときは、歯科衛生士免許証（以下「免許証」という。）を交付する。

3 業務に従事する歯科衛生士は、厚生労働省令で定める二年ごとの年の十二月三十一日現在における氏名、住所その他厚生労働省令で定める事項を、当該年の翌年一月十五日までに、その就業地の都道府県知事に届け出なければならない。

第八条の二 厚生労働大臣は、厚生労働省令で定めるところにより、その指定する者（以下「指定登録機関」という。）に、歯科衛生士の登録の実施等に関する事務（以下「登録事務」という。）を行わせることができる。

2～4 （略）

## 【歯科技工士関係】

### ◎歯科技工士法（昭和30年法律第168号）

（免許）

第三条 歯科技工士の免許（以下「免許」という。）は、歯科技工士国家試験（以下「試験」という。）に合格した者に対して与える。

（歯科技工士名簿）

第五条 厚生労働省に歯科技工士名簿を備え、免許に関する事項を登録する。

（登録、免許証の交付及び届出）

第六条 免許は、試験に合格した者の申請により、歯科技工士名簿に登録することによつて行う。

2 厚生労働大臣は、免許を与えたときは、歯科技工士免許証（以下「免許証」という。）を交付する。

3 業務に従事する歯科技工士は、厚生労働省令で定める二年ごとの年の十二月三十一日現在における氏名、住所その他厚生労働省令で定める事項を、当該年の翌年一月十五日までに、その就業地の都道府県知事に届け出なければならない。

（指定登録機関の指定）

第九条の二 厚生労働大臣は、厚生労働省令で定めるところにより、その指定する者（以下「指定登録機関」という。）に、歯科技工士の登録の実施及びこれに関連する事務（以下「登録事務」という。）を行わせることができる。

2～4 （略）

## 【あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師関係】

### ◎あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）

第一条 医師以外の者で、あん摩、マッサージ若しくは指圧、はり又はきゆうを業としようとする者は、それぞれ、あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゆう師免許（以下免許という。）を受けなければならない。

第二条 免許は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十条第一項の規定により大学に入学することのできる者（この項の規定により文部科学大臣の認定した学校が大学である場合において、当該大学が同条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）で、三年以上、文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の認定した学校又は次の各号に掲げる者の認定した当該各号に定める養成施設において解剖学、生理学、病理学、衛生学その他あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゆう師となるのに必要な知識及び技能を修得したものであつて、厚生労働大臣の行うあん摩マッサージ指圧師国家試験、はり師国家試験又はきゆう師国家試験（以下「試験」という。）に合格した者に対して、厚生労働大臣が、これを与える。

一 厚生労働大臣 あん摩マッサージ指圧師の養成施設、あん摩マッサージ指圧師及びはり師の養成施設、あん摩マッサージ指圧師及びきゆう師の養成施設又はあん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師の養成施設

二 都道府県知事 はり師の養成施設、きゆう師の養成施設又ははり師及びきゆう師の養成施設

②～⑩ （略）

第三条の二 厚生労働省にあん摩マッサージ指圧師名簿、はり師名簿及びきゆう師名簿を備え、それぞれ、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゆう師（以下「施術者」という。）の免許に関する事項を登録する。

第三条の三 免許は、試験に合格した者の申請により、あん摩マッサージ指圧師名簿、はり師名簿又はきゆう師名簿に登録することによつて行う。

② 厚生労働大臣は、免許を与えたときは、あん摩マッサージ指圧師免許証、はり師免許証又はきゆう師免許証（以下「免許証」という。）を交付する。

第三条の二十三 厚生労働大臣は、厚生労働省令の定めるところにより、その指定する者（以下「指定登録機関」という。）に、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師の登録の実施等に関する事務（以下「登録事務」という。）を行わせることができる。

② （略）

## 【柔道整復師関係】

### ◎柔道整復師法（昭和45年法律第19号）

（免許）

第三条 柔道整復師の免許（以下「免許」という。）は、柔道整復師国家試験（以下「試験」という。）に合格した者に対して、厚生労働大臣が与える。

（柔道整復師名簿）

第五条 厚生労働省に柔道整復師名簿を備え、免許に関する事項を登録する。

（登録及び免許証の交付）

第六条 免許は、試験に合格した者の申請により、柔道整復師名簿に登録することによつて行う。

2 厚生労働大臣は、免許を与えたときは、柔道整復師免許証（以下「免許証」という。）を交付する。

（指定登録機関の指定等）

第八条の二 厚生労働大臣は、厚生労働省令で定めるところにより、その指定する者（以下「指定登録機関」という。）に、柔道整復師の登録の実施等に関する事務（以下「登録事務」という。）を行わせることができる。

2～4 （略）

## 【救急救命士関係】

### ◎救急救命士法（平成3年法律第36号）

（免許）

第三条 救急救命士になろうとする者は、救急救命士国家試験（以下「試験」という。）に合格し、厚生労働大臣の免許（第三十四条第五号を除き、以下「免許」という。）を受けなければならない。

（救急救命士名簿）

第五条 厚生労働省に救急救命士名簿を備え、免許に関する事項を登録する。

（登録及び免許証の交付）

第六条 免許は、試験に合格した者の申請により、救急救命士名簿に登録することによつて行う。

2 厚生労働大臣は、免許を与えたときは、救急救命士免許証を交付する。

（指定登録機関の指定）

第十二条 厚生労働大臣は、厚生労働省令で定めるところにより、その指定する者（以下「指定登録機関」という。）に、救急救命士名簿の登録の実施に関する事務（以下「登録事務」という。）を行わせることができる。

2～4 （略）



## 【マイナンバー法関係】

### ◎行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）

（利用範囲）

第九条 別表第一の上欄に掲げる行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者（法令の規定により同表の下欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。第三項において同じ。）は、同表の下欄に掲げる事務の処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

2～5 （略）

（提供の要求）

第十四条 個人番号利用事務等実施者（第九条第三項の規定により情報提供用個人識別符号を利用する者を除く。以下この項及び第十六条において同じ。）は、個人番号利用事務等を処理するために必要があるときは、本人又は他の個人番号利用事務等実施者に対し個人番号の提供を求めることができる。

2 個人番号利用事務実施者（政令で定めるものに限る。第十九条第五号において同じ。）は、個人番号利用事務を処理するために必要があるときは、住民基本台帳法第三十条の九から第三十条の十二までの規定により、機構に対し機構保存本人確認情報（同法第三十条の九に規定する機構保存本人確認情報をいう。第十九条第五号及び第四十八条において同じ。）の提供を求めることができる。

（特定個人情報の提供の制限）

第十九条 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報の提供をしてはならない。

一～六 （略）

七 別表第二の第一欄に掲げる者（法令の規定により同表の第二欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。以下「情報照会者」という。）が、政令で定めるところにより、同表の第三欄に掲げる者（法令の規定により同表の第四欄に掲げる特定個人情報の利用又は提供に関する事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。以下「情報提供者」という。）に対し、同表の第二欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第四欄に掲げる特定個人情報（情報提供者の保有する特定個人情報ファイルに記録されたものに限る。）の提供を求めた場合において、当該情報提供者が情報提供ネットワークシステムを使用して当該特定個人情報を提供するとき。

八～十六 （略）

別表第一（第九条関係）

十一 厚生労働大臣	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）によるあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゆう師の免許に関する事務であって主務省令で定めるもの
十五 厚生労働大臣	医師法（昭和二十三年法律第二百一号）による医師の免許に関する事務であって主務省令で定めるもの
十六 厚生労働大臣	歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）による歯科医師の免許に関する事務であって主務省令で定めるもの
十七 厚生労働大臣	保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）による保健師、助産師又は看護師の免許に関する事務であって主務省令で定めるもの
十八 都道府県知事	保健師助産師看護師法による准看護師の免許に関する事務であって主務省令で定めるもの
十九 厚生労働大臣	歯科衛生士法（昭和二十三年法律第二百四号）による歯科衛生士の免許に関する事務であって主務省令で定めるもの
二十八 厚生労働大臣	診療放射線技師法（昭和二十六年法律第二百二十六号）による診療放射線技師の免許に関する事務であって主務省令で定めるもの
三十八 厚生労働大臣	歯科技工士法（昭和三十年法律第百六十八号）による歯科技工士の免許に関する事務であって主務省令で定めるもの
四十 厚生労働大臣	臨床検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号）による臨床検査技師の免許に関する事務であって主務省令で定めるもの
五十三 厚生労働大臣	薬剤師法（昭和三十五年法律第百四十六号）による薬剤師の免許に関する事務であって主務省令で定めるもの
六十八 厚生労働大臣	理学療法士及び作業療法士法（昭和四十年法律第百三十七号）による理学療法士又は作業療法士の免許に関する事務であって主務省令で定めるもの
七十七 厚生労働大臣	柔道整復師法（昭和四十五年法律第十九号）による柔道整復師の免許に関する事務であって主務省令で定めるもの
七十九 厚生労働大臣	視能訓練士法（昭和四十六年法律第六十四号）による視能訓練士の免許に関する事務であって主務省令で定めるもの
八十七 厚生労働大臣	臨床工学技士法（昭和六十二年法律第六十号）による臨床工学技士の免許に関する事務であって主務省令で定めるもの
八十八 厚生労働大臣	義肢装具士法（昭和六十二年法律第六十一号）による義肢装具士の免許に関する事務であって主務省令で定めるもの
九十 厚生労働大臣	救急救命士法（平成三年法律第三十六号）による救急救命士の免許に関する事務であって主務省令で定めるもの
九十一 厚生労働大臣	看護師等の人材確保に関する法律（平成四年法律第八十六号）による都道府県による看護師等の資質の向上及び就業の促進のための取組の支援に関する事務であって主務省令で定めるもの
百二 厚生労働大臣	言語聴覚士法（平成九年法律第百三十二号）による言語聴覚士の免許に関する事務であって主務省令で定めるもの

## 別表第二（第十九条、第二十一条）

情報照会者	事務	情報提供者	特定個人情報
十八 厚生労働大臣	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律によるあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゆう師の免許に関する事務であって主務省令で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であって主務省令で定めるもの
二十六 厚生労働大臣	医師法による医師の免許に関する事務であって主務省令で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であって主務省令で定めるもの
二十七 厚生労働大臣	歯科医師法による歯科医師の免許に関する事務であって主務省令で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であって主務省令で定めるもの
二十八 厚生労働大臣	保健師助産師看護師法による保健師、助産師又は看護師の免許に関する事務であって主務省令で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であって主務省令で定めるもの
二十九 都道府県知事	保健師助産師看護師法による准看護師の免許に関する事務であって主務省令で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であって主務省令で定めるもの
三十 厚生労働大臣	歯科衛生士法による歯科衛生士の免許に関する事務であって主務省令で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であって主務省令で定めるもの
四十二 厚生労働大臣	診療放射線技師法による診療放射線技師の免許に関する事務であって主務省令で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であって主務省令で定めるもの
四十九 厚生労働大臣	歯科技工士法による歯科技工士の免許に関する事務であって主務省令で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であって主務省令で定めるもの
五十一 厚生労働大臣	臨床検査技師等に関する法律による臨床検査技師の免許に関する事務であって主務省令で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であって主務省令で定めるもの
七十 厚生労働大臣	薬剤師法による薬剤師の免許に関する事務であって主務省令で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であって主務省令で定めるもの
八十五 厚生労働大臣	理学療法士及び作業療法士法による理学療法士又は作業療法士の免許に関する事務であって主務省令で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であって主務省令で定めるもの
九十二 厚生労働大臣	柔道整復士法による柔道整復師の免許に関する事務であって主務省令で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であって主務省令で定めるもの
九十三 厚生労働大臣	視能訓練士法による視能訓練士の免許に関する事務であって主務省令で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であって主務省令で定めるもの
百七 厚生労働大臣	臨床工学技士法による臨床工学技士の免許に関する事務であって主務省令で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であって主務省令で定めるもの
百八 厚生労働大臣	義肢装具士法による技師装具士の免許に関する事務であって主務省令で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であって主務省令で定めるもの
百九 厚生労働大臣	救急救命士法による救急救命士の免許に関する事務であって主務省令で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であって主務省令で定めるもの
百二十三 厚生労働大臣	言語聴覚士法による言語聴覚士の免許に関する事務であって主務省令で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であって主務省令で定めるもの

## 【住基法関係】

### ◎住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）

（国の機関等への本人確認情報の提供）

第三十条の九 機構は、別表第一の上欄に掲げる国の機関又は法人から同表の下欄に掲げる事務の処理に関し求めがあつたときは、政令で定めるところにより、第三十条の七第三項の規定により機構が保存する本人確認情報であつて同項の規定による保存期間が経過していないもの（以下「機構保存本人確認情報」という。）のうち住民票コード以外のものを提供するものとする。ただし、個人番号については、当該別表第一の上欄に掲げる国の機関又は法人が番号利用法第九条第一項の規定により個人番号を利用することができる場合に限り、提供するものとする。

（通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供）

第三十条の十一 機構は、次の各号のいずれかに該当する場合には、政令で定めるところにより、通知都道府県以外の都道府県の都道府県知事その他の執行機関に対し、機構保存本人確認情報（第一号及び第二号に掲げる場合にあつては、住民票コードを除く。）を提供するものとする。ただし、第一号に掲げる場合にあつては、個人番号については、当該都道府県知事その他の都道府県の執行機関が番号利用法第九条第一項の規定により個人番号を利用することができる場合に限り、提供するものとする。

一 通知都道府県以外の都道府県の都道府県知事その他の執行機関であつて別表第三の上欄に掲げるものから同表の下欄に掲げる事務の処理に関し求めがあつたとき。

二・三 （略）

2 （略）

（本人確認情報の利用）

第三十条の十五 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、都道府県知事保存本人確認情報（住民票コードを除く。次項において同じ。）を利用することができる。ただし、個人番号については、当該都道府県知事が番号利用法第九条第一項又は第二項の規定により個人番号を利用することができる場合に限り、利用することができるものとする。

一 別表第五に掲げる事務を遂行するとき。

二～四 （略）

2～4 （略）

別表第一（第三十条の九、第三十条の二十三、第三十条の二十八、第三十条の三十関係）

提供を受ける国の機関又は法人	事務
五十七の二 厚生労働省	医師法（昭和二十三年法律第二百一号）による同法第二条の医師の免許に関する事務であつて総務省令で定めるもの
五十七の三 厚生労働省	歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）による同法第二条の歯科医師の免許に関する事務であつて総務省令で定めるもの
五十七の四 厚生労働省	保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）による同法第七条第一項の保健師の免許、同条第二項の助産師の免許又は同条第三項の看護師の免許に関する事務であつて総務省令で定めるもの
五十七の五 厚生労働省	看護師等の人材確保の促進に関する法律（平成四年法律第八十六号）による同法第九条第一項の都道府県による看護師等の資質の向上及び就業の促進のための取組の支援に関する事務であつて総務省令で定めるもの

## 別表第一（第三十条の九、第三十条の二十三、第三十条の二十八、第三十条の三十関係）（続）

提供を受ける国の機関又は法人	事務
五十七の六 厚生労働省又は歯科衛生士法（昭和三十二年法律第二百四号）第八条の二第一項に規定する指定登録機関	歯科衛生士法による同法第三条の歯科衛生士の免許に関する事務であつて総務省令で定めるもの
五十七の七 厚生労働省	診療放射線技師法（昭和三十六年法律第二百二十六号）による同法第三条の診療放射線技師の免許に関する事務であつて総務省令で定めるもの
五十七の八 厚生労働省又は歯科技工士法（昭和三十年法律第百六十八号）第九条の二第一項に規定する指定登録機関	歯科技工士法による同法第三条の歯科技工士の免許に関する事務であつて総務省令で定めるもの
五十七の九 厚生労働省	臨床検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号）による同法第三条の臨床検査技師の免許に関する事務であつて総務省令で定めるもの
五十七の十 厚生労働省	理学療法士及び作業療法士（昭和三十九年法律第百三十七号）による同法第三条の理学療法士又は作業療法士の免許に関する事務であつて総務省令で定めるもの
五十七の十一 厚生労働省	視能訓練士法（昭和三十六年法律第六十四号）による同法第三条の視能訓練士の免許に関する事務であつて総務省令で定めるもの
五十七の十二 厚生労働省	臨床工学技士法（昭和三十二年法律第六十号）による同法第三条の臨床工学技士の免許に関する事務であつて総務省令で定めるもの
五十七の十三 厚生労働省	義肢装具士法（昭和三十二年法律第六十一号）による同法第三条の義肢装具士の免許に関する事務であつて総務省令で定めるもの
五十七の十四 厚生労働省又は救急救命士法（平成三年法律第三十六号）第十二条第一項に規定する指定登録機関	救急救命士法による同法第三条の救急救命士の免許に関する事務であつて総務省令で定めるもの
五十七の十五 厚生労働省又は言語聴覚士法（平成九年法律第百三十二号）第十二条第一項に規定する指定登録機関	言語聴覚士法による同法第三条の言語聴覚士の免許に関する事務であつて総務省令で定めるもの
五十七の十六 厚生労働省又はあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和三十二年法律第二百十七号）第三条の二十三第一項に規定する指定登録機関	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律による同法第二条第一項のあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゆう師の免許に関する事務であつて総務省令で定めるもの
五十七の十七 厚生労働省又は柔道整復師法（昭和三十五年法律第十九号）第八条の二第一項に規定する指定登録機関	柔道整復師による同法第三条の柔道整復師の免許に関する事務であつて総務省令で定めるもの
五十九の二 厚生労働省	薬剤師法（昭和三十五年法律第百四十六号）による同法第二条の薬剤師の免許に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第三（第三十条の十一関係）

提供を受ける通知都道府県以外の都道府県の都道府県知事その他の執行機関	事務
五の五 都道府県知事	保健師助産師看護師法による同法第八条の准看護師の免許に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第五（第三十条の十五関係）

六の三 保健師助産師看護師法による同法第八条の准看護師の免許に関する事務であつて総務省令で定めるもの

# 「令和3年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和3年12月21日閣議決定）（抄）

## 5 義務付け・枠付けの見直し等

### 【厚生労働省】

#### (15) 医師法（昭23 法201）、歯科医師法（昭23 法202）及び薬剤師法（昭35 法146）

医師法（6条3項）、歯科医師法（6条3項）及び薬剤師法（9条）に基づく氏名等の届出については、以下のとおりとする。

- ・ 医療機関等に勤務する医師、歯科医師及び薬剤師（以下この事項において「医師等」という。）については、令和4年度からオンラインによる届出を可能とし、オンラインによる届出の場合には、都道府県の経由を要しないこととする方向で検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
- ・ 医療機関等に勤務する医師等以外については、医療機関等に勤務する医師等の届出状況等も踏まえつつ、引き続きオンラインによる届出を可能とすることについて検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

#### (16) 保健師助産師看護師法（昭23 法203）、歯科衛生士法（昭23 法204）及び歯科技工士法（昭30 法168）

保健師助産師看護師法（33条）、歯科衛生士法（6条3項）及び歯科技工士法（6条3項）に基づく届出については、オンラインによる届出を可能とするとともに、オンラインによる届出により都道府県が取得した情報を衛生行政報告例の報告様式に移送する仕組みを構築することについて検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

# 新型コロナウイルス感染症に関するこれまでの取組を踏まえた 次の感染症危機に備えるための対応の方向性（抄） （令和4年6月17日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）

## Ⅱ 感染初期から速やかに立ち上がり機能する保健医療体制の構築等

### 1. 医療提供体制の強化

#### （3）広域での医療人材の派遣等の調整権限創設等

国による広域での医師・看護師等の派遣や、患者の搬送等について円滑に進めるための調整の仕組みを創設するとともに、DMAT（災害派遣医療チーム）等の派遣・活動の強化に取り組む。

#### （具体的事項）

- ・ マイナンバー制度を活用した看護職の人材活用システムを構築し、ナースセンターによる潜在看護職に対する復職支援や看護職キャリア情報に基づくスキルアップに資する情報の提供などを実施する。



# 看護職キャリア情報と籍簿情報・業務従事者届情報・経歴等情報の関係（案）

看護職キャリア情報		看護師籍簿情報	業務従事者届情報	経歴等情報
分類	情報項目			
基本情報	看護師登録番号	○	○	×
	看護師登録年月日	○	○	×
	氏名・生年月日・性別	○	○	×
	住所	×	○	×
	電話番号	×	○	×
	メールアドレス	×	○	×
業務従事場所	業務従事場所（病院／診療所／訪看ST／介護施設・事業所等）	×	○	×
業務従事状況	雇用形態	×	○	×
	常勤換算	×	○	×
	従事期間等	×	○	×
特定行為研修	修了の有無	×	○	×
	修了した特定行為区分	×	○	×
	修了した領域別パッケージ研修	×	○	×
ポートフォリオ （経歴・目標） 【任意】 ※業務従事者届のオンライン届出時及びマイナポータルを通じた看護職キャリア情報の変更・追加登録時のみ入力可能	職歴	×	×	○
	組織内役割	×	×	○
	取得資格	×	×	○
	研修受講履歴	×	×	○
	組織外役割	×	×	○
	目標（将来のビジョン、中長期的な目標、単年目標）	×	×	○

※ ○：令和6年度から追加する項目

- \* 国家資格等情報連携・活用システムに格納される籍簿情報にはマイナンバーが含まれるが、医療従事者届出システムで管理される看護職キャリア情報にはマイナンバーは含まれない（国家資格等情報連携・活用システムから医療従事者届出システムに対しては、マイナンバーは提供しない）。
- \* 保健師・助産師についても同様の整理となる。
- \* 准看護師については、籍簿情報の保有主体が免許付与都道府県であるため、都道府県における准看の免許事務の実態調査等を進めた上で、今後、籍簿情報と業務従事者届情報の突合に向けた措置を講じる。